

# 医療安全への取り組み

## 1. 安全管理に関する基本的な考え方

病院には医療を提供する役割と医療における安全を確保する役割があります。安全な医療を提供するためには何が必要かを考え、そのための対策を実行し医療安全の体制を整えます。

## 2. 医療安全管理体制

当院では医療安全管理部門を設置するとともに、医療安全管理体制として病院全体の医療安全を管理・指揮する医療安全管理委員会、各部署のセーフティマネージャーが構成員となり安全な医療について検討を行う推進委員会、医療安全管理室を設置しています。

## 3. 医療安全管理室の主な業務

当院では全職員がヒヤットしたり、ハットした事例をレポートで報告する制度をとっています（インシデントレポート報告）。この報告をもとに対策を立て周知し、全職員による業務改善を行い、医療事故が発生しないように努めています。

## 4. 医療安全に関するルール作りと遵守への働きかけ

業務手順が現状に即しているかを見直し、より安全なルールを作成、周知し職員の安全確保に対する意識向上とルールを遵守するための指導に努めています。

## 5. 医療安全に関する職員への啓発・広報

全職員の安全意識の向上を図り、病院全体の医療安全を推進させるため、医療安全に関する研修会を実施しています。また「医療安全 NEWS」による広報も行っています。

## 6. 患者さまからの相談への対応

患者さまからの相談や苦情等は、院内の相談窓口と連携し複数人で適切に対応しています。また、相談により患者さまや家族の方々が不利益を受けないように配慮しています。

## 7. 欠かせない患者さま一人一人のご協力

当院では、患者さまを確認する際『お名前と生年月日を伝えていただく』ことを原則としています。またご入院された場合はリストバンドを着けさせていただいています。点滴や処置の際、何度もお名前を確認させていただきますが、患者さま間違い防止のため、ご協力とご理解をお願いいたします。

伊賀市立上野総合市民病院  
令和6年6月